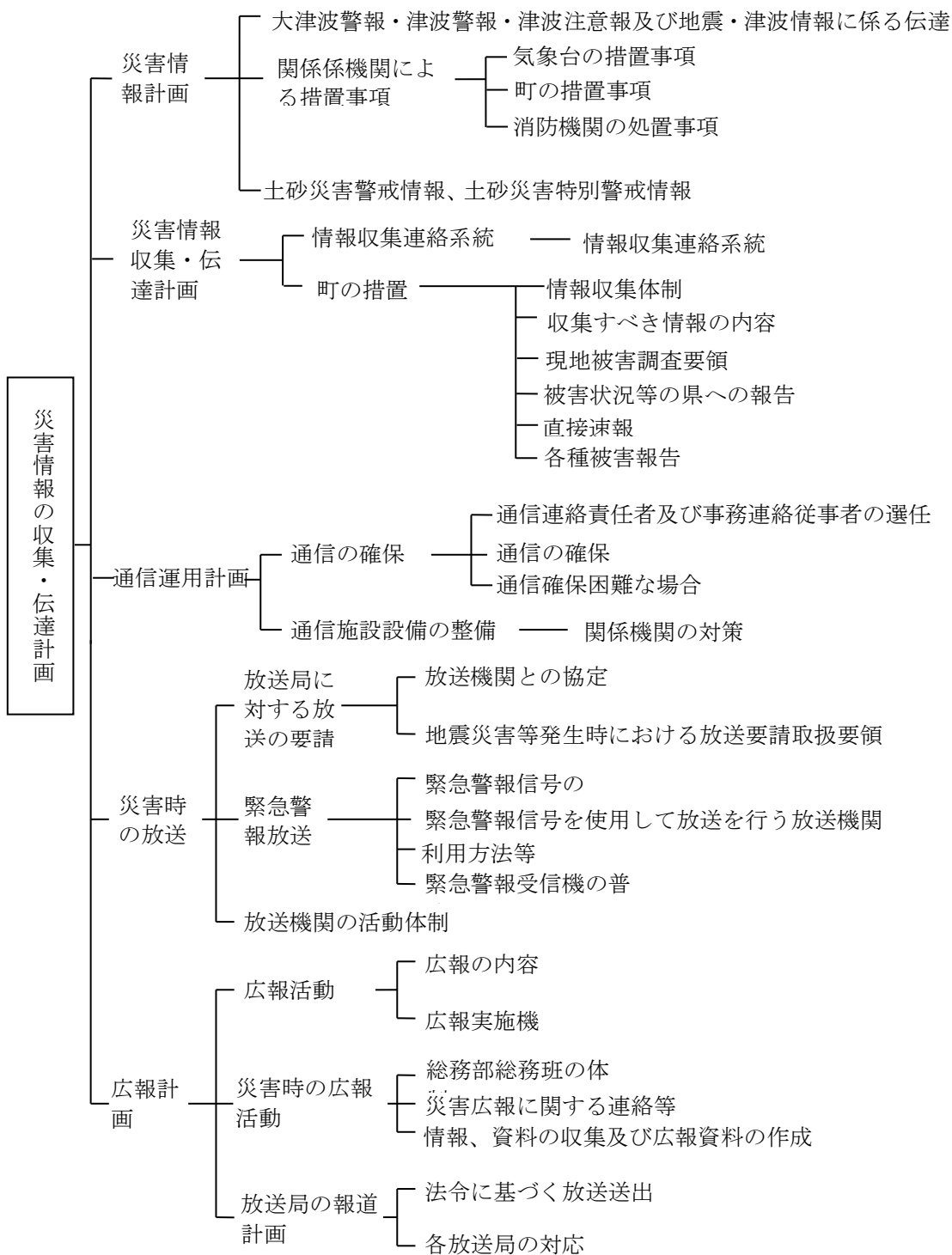


## 第2章 災害情報の収集・伝達計画

### 基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、災害情報の収集・伝達は、町が迅速・的確に応急対策を講じるうえで最も重要なものとなる。

そのため、その収集・伝達の経路や手段について定める。



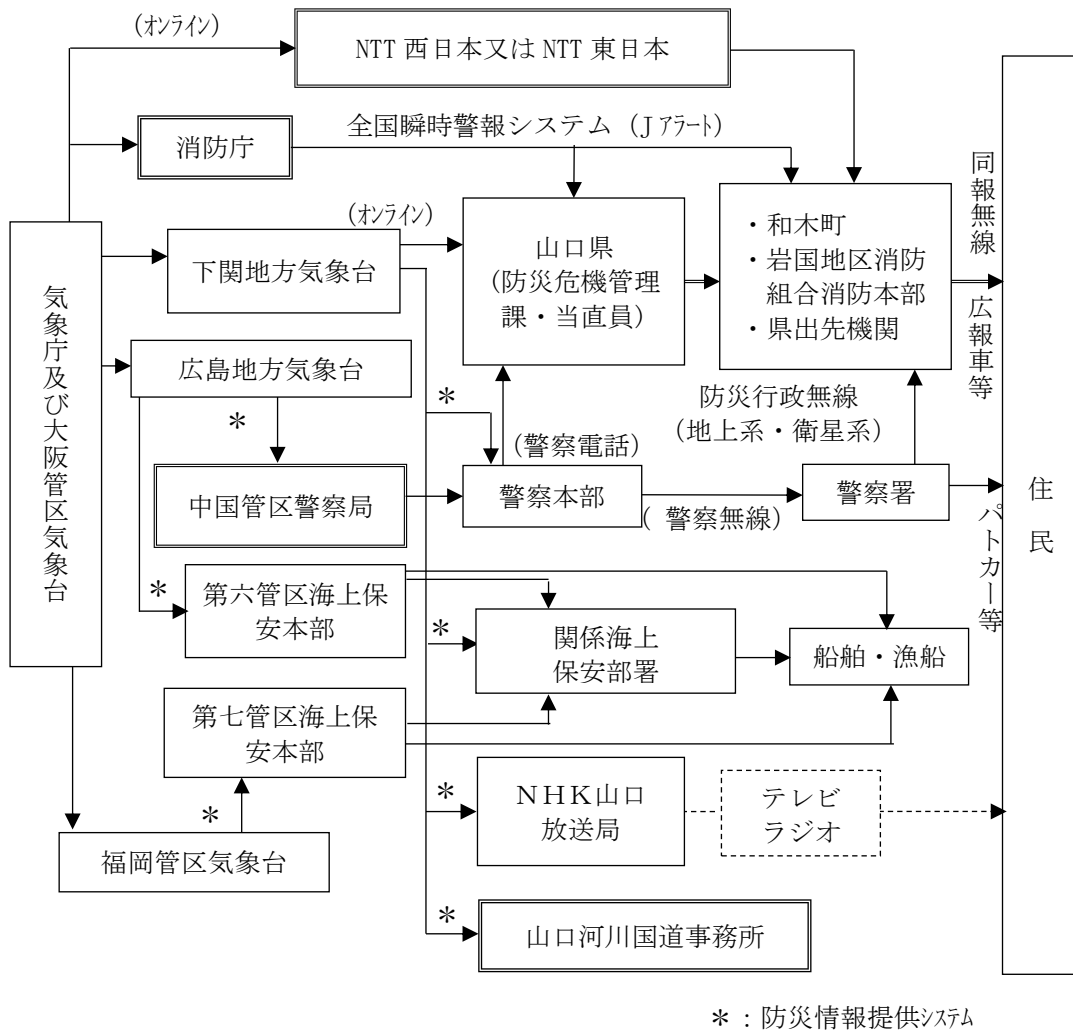
## 第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、町をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

### 第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

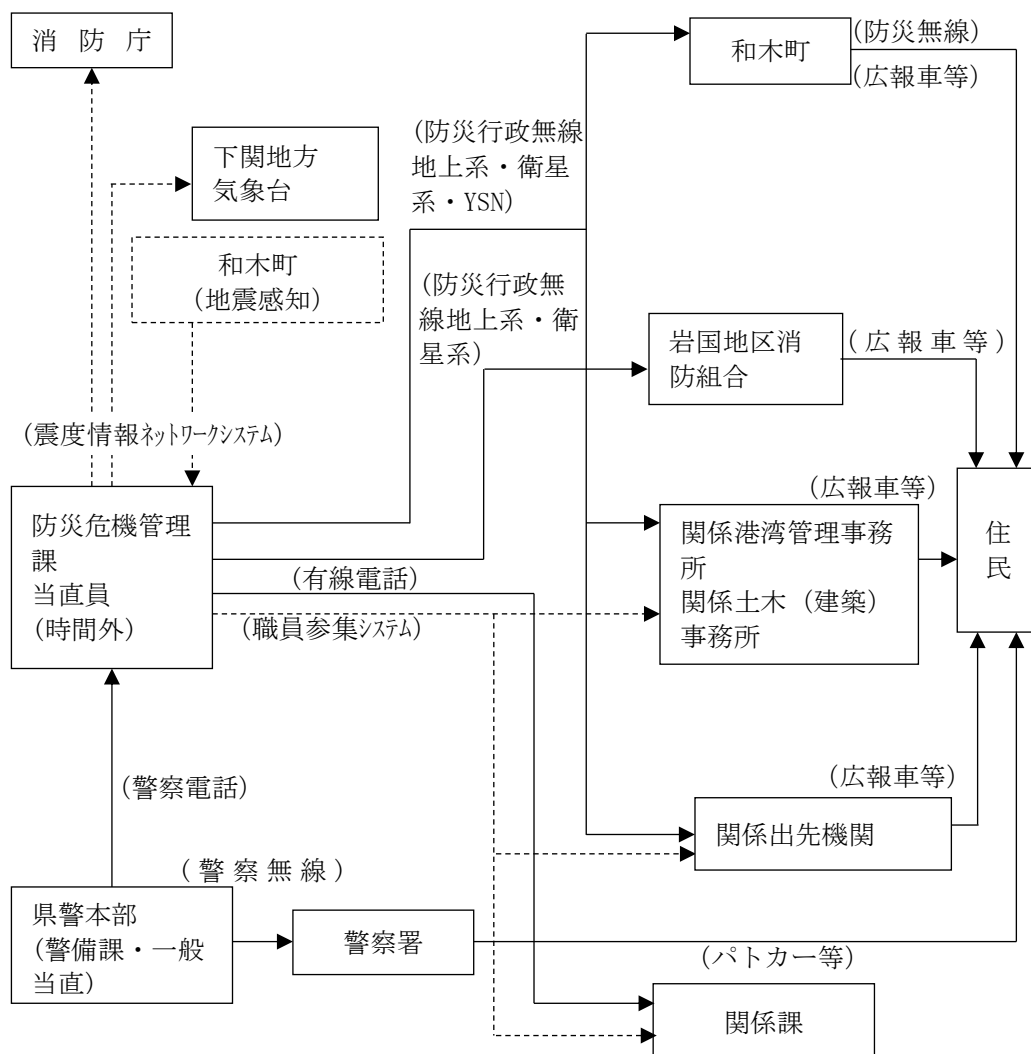
町及び防災関係機関は、相互の連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

#### 1 気象台からの伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

## 2 県からの伝達系統図



※ 全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報は防災行政無線を通じて配信

### 第2項 町及び関係機関による措置事項

地震情報、津波予報の伝達等に関して、町及び関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

#### 1 気象台の措置事項

##### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

なお、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合で、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置付けられる。

<津波警報・注意報と避難のポイント>

震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

イ 津波情報津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 津波は繰り返し襲い、後から来る波のほうが高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 以下	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が持続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（\*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

<伝達機関>

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市区町村の防災行政無線等を通じて住民に伝達する。

オ 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない。)	震源(地震の発生場所)やその規模(マグニチュード)を発表「津波の心配はない」等の旨を付加
震源・震度の関する情報	以下のいずれかの場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動予想 ・緊急地震速報を発表	震源やその規模、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震源やその規模を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報(地震回数に関する情報)」で発表する。
遠隔地地震に関する情報	国外発生地震について以下のいずれかの場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合	地震の発生時刻、震源やその規模を、概ね30分以内に発表日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(4以上)を図情報として発表

カ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報等ならびに地震および津波に関する情報や関係資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震および津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(2) 南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上 ※2の地震 ※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード ※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

## 2 町の措置事項

### (1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

ア 地震・津波情報について県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、その他の施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。

この場合、警察、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 町民への津波警報、避難勧告・指示等の伝達広報が迅速に実施できるように、また伝達漏れのないように、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行うなどして習熟しておく。

ウ 沿岸部河口付近の係留場所及び河川整備による多数の人が利用あるいは働いている漁業組合、河川管理者等に対して、あらかじめ津波警報発令時等における避難誘導等への協力体制の確立を図る。

### (2) 近地地震・津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、町長は直ちに次の措置を講じる。

(ア) 海浜、港湾等にいる人、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。

(イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 町に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後、少なくとも1時間以上、報道機関の放送を聴取するとともに、責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておく。

また、報道機関から津波警報が放送された場合、町長は直ちに上記アの措置をとる。

ウ 町長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができないとき、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表する。

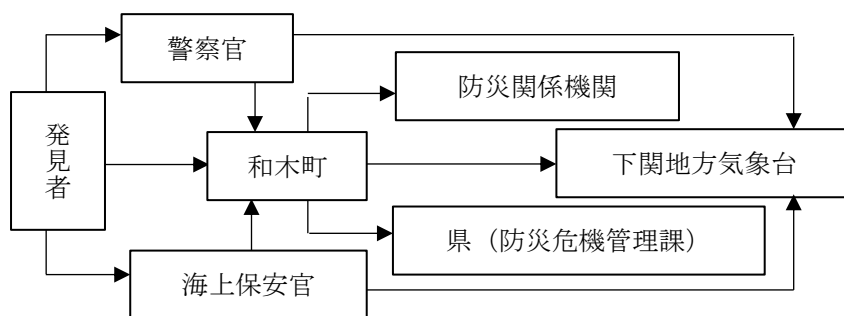


エ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記アの措置を速やかに実施する。

(3) 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた場合、又は自ら知ったときは、直ちに県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。

ア 通報系統



イ 通報を要する異常現象

異常現象	通報する基準
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等
その他、地震に関するもの	群発地震、噴火現象

ウ 通報項目

- (ア) 現象名
- (イ) 発生場所
- (ウ) 発見日時分
- (エ) その他参考となる事項

(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報

地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報する。

(5) 県からの津波警報等の受信取扱い

県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系又は地上系によりFAXで送信されるが、止むを得ず音声での伝達となる場合は、「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。

3 消防本部の措置事項

(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達

地震・津波の重要な情報等について、県等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに消防署に一斉通知し、広報車等により町民への周知を図る。

(2) 近地地震・津波に関する情報の伝達

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生の可能性を考えて、沿岸住民等に対して注意の呼びかけ、避難誘導等の措置をとる。

### (3) 異常現象の通報

異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを町（企画総務課）、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

## 第3項 土砂災害警戒情報、土砂災害特別警戒情報

本編第3編第2章第1節「災害情報計画」第4項「土砂災害警戒情報」及び第5項「土砂災害緊急情報」を準用する。

## 第2節 災害情報の収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、町は、災害の発生に際して速やかに町内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

### 第1項 情報収集・伝達連絡系統

町は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。また、状況に応じて、住民に対し、適時適切な災害情報の伝達を行う。

なお、情報伝達に際しては、避難行動要支援者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努める。

#### 1 情報収集連絡系統

##### (1) 連絡系統図

本編第3編第2章第2節第1項「1 情報収集・伝達連絡系統 (1)連絡系統図」による。

##### (2) 町から県への災害情報の報告

本編第3編第2章第2節第1項「1 情報収集・伝達連絡系統 (2)町から県への災害情報の報告」による。

### 第2項 町の措置

#### 1 情報収集体制

大規模地震発生時、本町が震源地又は震源地に近い場合は、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがあるため、迅速な情報収集ができるよう、次の点に留意して、適宜情報収集体制の見直しを図る。

(1) 地区別、災害種別等ごとに、情報収集及び報告責任者を定め、本人に通知しておく。

(2) 職員の巡回等により、積極的に情報収集を行う。特に、災害危険箇所等の二次災害の発生が予想される箇所については、重点的な点検・警戒を実施する。

(3) 職員だけでは不足する場合も考えられるので、消防団、自主防災組織、警察等関係機関等の協力確保体制を確立しておく。

(4) 被害規模を早期に把握するため、消防本部への119番通報の情報を積極的に収集する。

(5) 被害状況を映像として早期把握することができるよう努める。この際、県消防防災ヘリコプターの映像伝送による他、各種の通信手段を活用した情報システム構築の検討を進め、防災情報・被害情報の共有化を図る。

(6) 調査事項、報告様式の事前配布、及び調査要領の作成、連絡方法の周知に努める。

#### 2 収集すべき情報の内容

(1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集し、以後、順次被災者の救助活動に必要な情報を計画的に収集する。

(2) 法令等で報告を義務付けられた事項については、適時適切な情報収集を行う。

3 現地被害調査要領

- (1) 発災初期には、町の全機能をあげて人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- (2) 関係機関、住民の協力を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、住民及び自主防災組織等を通じて、直ちに町に通報する体制を構築する。
- (3) 住家の被害認定調査にあたっては、住家の被害認定基準に基づき、山口県被災者支援業務システムを使用し、迅速・適切に判定する。
- (4) 被害が甚大で被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、町の「災害時受援計画」に基づき応援要請を実施する。
- (5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとる。

4 被害状況等の県への報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する町への応援活動に支障をきたすため、町内に地震、津波が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県（防災危機管理課）に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。（災対法第53条）

(1) 報告の要領

ア 県への報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概要)	・発生の都度 ・原則として覚知後30分以内、分かる範囲で報告
第2段階	被害速報	・被害状況調査の進展に伴い、順次報告
第3段階	確定報告	・当該災害に係る応急対策措置完了後7日以内

イ 県への報告は、最終報告を除き、原則として防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。

5 直接即報

火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県に第一報を報告するとともに、直接消防庁にも報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う

6 各種被害報告

- (1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによる。
- (2) 災害救助法に基づく報告については、本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところによる。

第3節 通信運用計画

本編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

本編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

## 第5節 広報計画

本編第3編第2章第5節「広報計画」を準用する。